八尾市規則第８号

八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、法及び省令の定めるところによる。

（実施事業）

第３条　市は、第１号事業として別表第１の左欄に掲げる事業をそれぞれ同表の右欄に掲げる居宅要支援被保険者等（法第115条の45第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）を対象として行うものとする。

２　市は、一般介護予防事業（法第115条の45第１項第２号に掲げる事業をいう。）として別表第２の左欄に掲げる事業を同表の右欄に掲げる第１号被保険者又はその支援を行う者（以下「第１号被保険者等」という。）を対象として行うものとする。

（実施方法）

第４条　市は、別表第１に定める次に掲げる事業を、法第115条の45の３第１項の規定により行うものとする。

⑴　第１号訪問事業であって、サービス種別が訪問介護相当サービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）又は訪問型サービス（基準緩和）（以下「訪問型サービス（基準緩和）」という。）であるもの

⑵　第１号通所事業であって、サービス種別が通所介護相当サービス（以下「通所介護相当サービス」という。）であるもの

２　市は、別表第１に定める次に掲げる事業を、法第115条の47第１項及び第４項の規定によりこれらの規定に規定する者に委託する方法により行うものとする。

⑴　第１号通所事業であって、サービス種別が通所型サービス（短期集中）であるもの

⑵　第１号介護予防支援事業

（第１号事業支給費）

第５条　訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに係る第１号事業支給費の額は、省令第140条の63の２第１項第１号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

２　訪問型サービス（基準緩和）に係る第１号事業支給費の額は、別表第３に定めるところにより算定した単位数に別表第４に定める単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額とする。

３　前２項の規定により算定する第１号事業支給費の支給限度額は、法第55条第１項の規定の例により算定する額とする。この場合において、省令第140条の62の４第２号に該当する第１号被保険者（以下「基準該当被保険者」という。）に係る第１号事業支給費の支給限度額については、当該基準該当被保険者を要支援１（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第２条第１項第１号に規定する要支援１をいう。以下同じ。）の認定を受けている居宅要支援被保険者とみなしてこの項前段の規定を適用する。

４　市は、法第115条の45の３第３項の規定により、第４条第１項に掲げる事業（以下「第４条第１項事業」という。）に要した費用について、第１号事業支給費として居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、指定事業者に支払うものとする。

（省令第140条の63の２第３項に規定する場合における第１号事業支給費の額）

第６条　省令第140条の63の２第３項に規定する場合における第１号事業支給費の額について、第５条第１項又は第２項の規定を適用するときは、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90から100分の100までの範囲内において市長が定める割合」とする。

（一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費の額）

第７条　法第59条の２第１項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第１号事業支給費の額について、第５条第１項若しくは第２項又は前条の規定を適用するときは、第５条第１項及び第２項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前条中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。

２　法第59条の２第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費の額について、第５条第１項若しくは第２項又は前条の規定を適用するときは、第５条第１項及び第２項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、前条中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

（第１号事業支給費の額の特例）

第８条　市は、災害その他の特別の事情があることにより、第４条第１項事業の利用に係る居宅要支援被保険者等が当該第４条第１項事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、法第60条の規定の例により、第５条第１項及び第２項（これらの規定を第６条及び第７条において読み替えて適用する場合並びに同条の規定により読み替えられた第６条において読み替えて適用する場合を含む。第10条において同じ。）に規定する第１号事業支給費の額の特例を定めることができる。この場合において、基準該当被保険者に係る第１号事業支給費の額の特例については、当該基準該当被保険者を要支援１の認定を受けている居宅要支援被保険者とみなしてこの条前段の規定を適用する。

（介護保険料滞納者に係る支払方法の変更）

第９条　市は、第４条第１項事業の利用に係る居宅要支援被保険者等に介護保険料（法第129条第１項に規定する保険料をいう。以下同じ。）の滞納があるときは、第５条第４項の規定にかかわらず、法第66条の規定の例により、同項の規定を適用しないための措置を講ずるものとする。ただし、当該介護保険料の滞納につき災害その他の特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の第１号事業支給費の支給の制

限）

第10条　市は、第４条第１項事業の利用に係る居宅要支援被保険者等に法第69条第１項に規定する保険料徴収権消滅期間があるときは、第５条第１項及び第２項の規定にかかわらず、法第69条の規定の例により、第１号事業支給費の支給を制限するものとし、そのための措置を講ずるものとする。ただし、当該居宅要支援被保険者等について災害その他の特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（第１号事業支給費の審査及び支払）

第11条　市は、第４条第１項事業に係る第１号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の３第６項の規定により大阪府国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第４条第２項に掲げる事業等の利用に係る利用料）

第12条　省令第140条の63第１項の規定により市が定める利用料の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　第４条第２項第１号に掲げる事業　１回の利用につき350円

⑵　第４条第２項第２号に掲げる事業　零

⑶　別表第２に定める介護予防普及啓発事業のうち市長が定めるもの　１回の利用につき200円

⑷　別表第２に定める一般介護予防事業（前号に掲げるものを除く。）　零

（委任）

第13条　この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年２月９日規則第１号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成30年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第７条第２項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第４条第１項に掲げる事業（以下「第４条第１項事業」という。）に係る第１号事業支給費について適用し、同日前に行われた第４条第１項事業に係る第１号事業支給費については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成30年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第３の規定は、この規則の施行の日以後に行われる訪問型サービス（基準緩和）に係る第１号事業支給費について適用し、同日前に行われた訪問型サービス（基準緩和）に係る第１号事業支給費については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

第１号事業			対象者
区分	サービス種別	内容	
第１号訪問事業	訪問介護相当サービス	第１号訪問事業であって、訪問介護相当サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第５条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第８条の２第２項の介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）を行う事業	居宅要支援被保険者であって、介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第１項第１号ニに定めるところにより行う援助をいう。以下同じ。）により訪問介護相当サービスの利用が必要であると認められたもの

	訪問型サービス（基準緩和）	第１号訪問事業であって、訪問介護相当サービスの基準を緩和し、市長が別に定める研修の課程を修了した者による生活援助に係るサービスを行う事業	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより訪問型サービス（基準緩和）の利用が必要であると認められたもの
第１号通所事業	通所介護相当サービス	第１号通所事業であって、通所介護相当サービス（平成 26 年改正前法第８条の２第７項の介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）を行う事業	居宅要支援被保険者であって、介護予防ケアマネジメントにより通所介護相当サービスの利用が必要であると認められたもの
	通所型サービス（短期集中）	第１号通所事業であって、短期間の集中的な機能訓練等のサービスを行う事業	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより通所型サービス（短期集中）の利用が必要であると認められたもの
第１号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA	第１号介護予防支援事業であって、原則的な介護予防ケアマネジメントを行う事業	居宅要支援被保険者等
	介護予防ケアマネジメントB	第１号介護予防支援事業であって、簡略化した介護予防ケアマネジメントを行う事業	
	介護予防ケアマネジメントC	第１号介護予防支援事業であって、初回のみ介護予防ケアマネジメントを行う事業	

別表第２（第３条関係）

一般介護予防事業		対象者
区分	内容	
介護予防把握事業	介護予防を必要とする第１号被保険者の生活状況等を把握する事業	第１号被保険者等
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う事業	
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業	

一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業の全体の評価を行う事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進する事業	

別表第３（第５条関係）

項	算定項目	対象者	利用の頻度	単位
(ア)	訪問型サービス（基準緩和）費(Ⅰ)	居宅要支援被保険者等	週１回程度の利用	１月につき934単位
	日割			１日につき31単位
(イ)	訪問型サービス（基準緩和）費(Ⅱ)	居宅要支援被保険者等	週２回程度の利用	１月につき1,868単位
	日割			１日につき62単位
(ウ)	訪問型サービス（基準緩和）費(Ⅲ)	居宅要支援被保険者（要支援１の認定を受けている居宅要支援被保険者を除く。）	週２回を超える程度の利用	１月につき2,963単位
	日割			１日につき98単位
(エ)	初回加算	居宅要支援被保険者等		１月につき200単位

備考

１　(ア)の項から(ウ)の項までの算定項目に係る単位数については、事業所が所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者、事業所が所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対する訪問型サービス（基準緩和）の提供の場合にあっては、それぞれ 100 分の 90 を乗じる。

２　この表の規定を適用して単位数を算定する場合においては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年３月 17 日付け老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号。厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）は、当該算定に関し必要な事項に限り、訪問型サービス（基準緩和）に対しても適用があるものとする。

別表第４（第５条関係）

区分	単価
訪問型サービス（基準緩和）	10.7円